

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請書を発送します

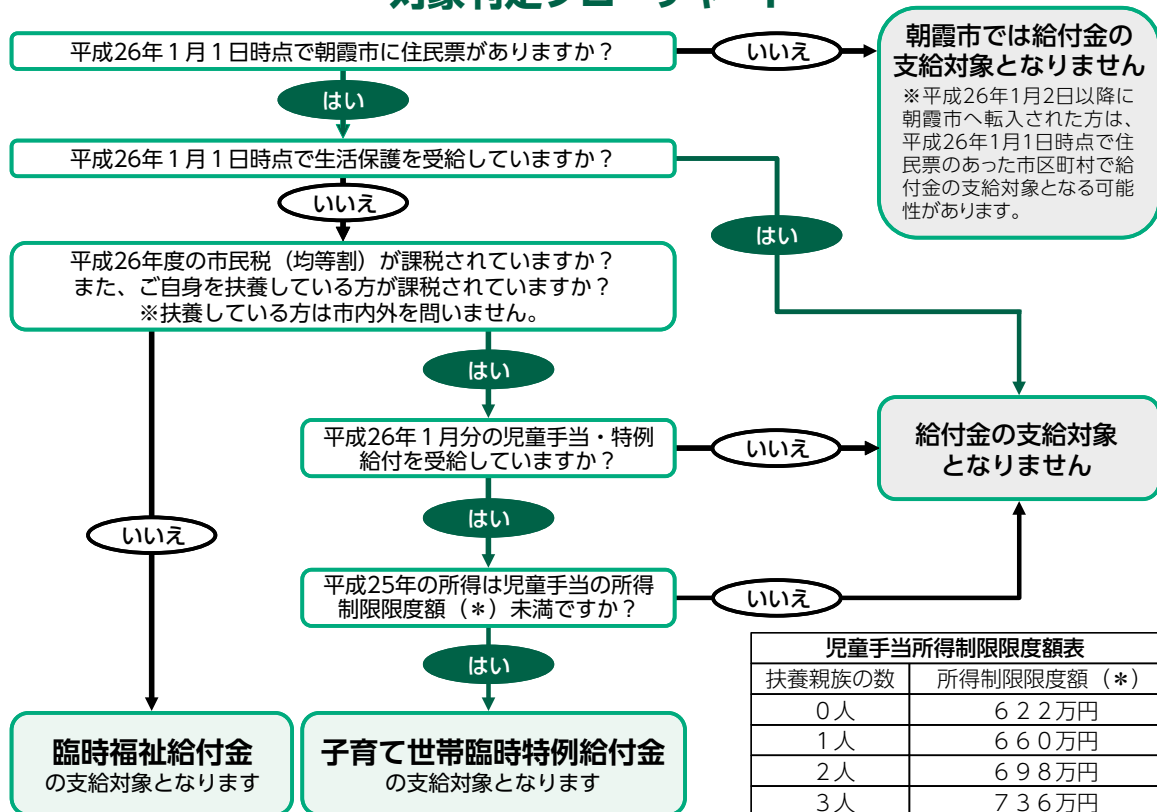
■ 問 / 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム
(市役所4階) ☎463-8673

■ 厚生労働省の相談窓口
○専用ダイヤル ☎0570-037-192
○受付時間 平日:午前9時～午後6時

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給対象の可能性のある方に対し、6月下旬に申請書を発送します。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
発送対象者	平成26年1月1日時点で朝霞市に住民票があり、平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方(市民税(均等割)課税者に扶養されている方等を除く)	平成26年1月1日時点で朝霞市に住民票があり、平成26年1月分(平成26年1月1日に生まれた児童は平成26年2月分)の児童手当・特例給付を受給している方 ※職場から児童手当・特例給付を受給している公務員の方は、職場から申請書などが交付されます。
申請期間	7月1日(火)～10月1日(水)(当日消印有効)	
提出書類	<p><必須></p> <p>①申請書</p> <p>②本人確認書類の写し</p> <p>③指定した口座が確認できる書類の写し</p> <p><加算措置の対象者のみ></p> <p>④手当などの受給状況がわかる書類の写し</p> <p>(注) その他必要な書類がある場合もありますので、ご不明な点は下記申請先へお尋ねください。</p>	<p><必須></p> <p>①申請書</p> <p><該当者のみ></p> <p>②支給対象者の本人確認書類の写し(*1)</p> <p>③指定した口座が確認できる書類の写し(*1)</p> <p>④公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書など(*2)</p> <p>⑤対象児童の在留カード、特別永住者証明書等の写し(*3)</p> <p>(*1) 公務員の方およびそれ以外の方で児童手当の振込口座と異なる口座(支給対象者の口座に限る)を指定する方</p> <p>(*2) 公務員の方</p> <p>(*3) 対象児童が外国人の方</p> <p>(注) その他必要な書類がある場合もありますので、ご不明な点は下記申請先へお尋ねください。</p>
申請方法	下記申請先へ郵送(同封の返信用封筒利用可)または持参してください。	
申請先	朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム	
支給方法	原則として、申請書に記載した指定口座に振り込みます。	原則として、児童手当の振込口座または申請書に記載した指定口座に振り込みます。

対象判定フローチャート



扶養親族の数	所得制限限度額(*)
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

※このチャートは一般的な場合を想定しています。ご不明な点は臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チームへお尋ねください。